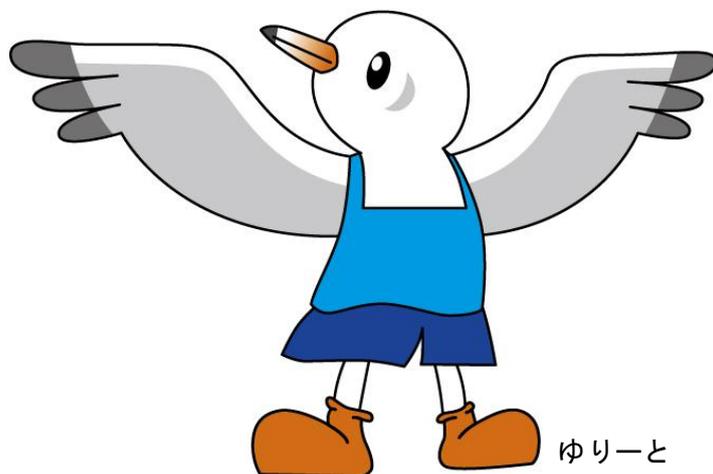




第68回国民体育大会

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会
合同専門委員会



東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート

スポーツ祭東京2013

日時 平成24年1月12日(木)

午後4時開会

場所 中部地区会館401大集会室

目 次

○スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会合同専門委員会次第	1
○報告事項	
報告第1号	
第68回国民体育大会へむけての経過概要	3
報告第2号	
スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会の設立について	6
報告第3号	
専門委員会の設置	9
報告第4号	
平成23年度から平成25年度までの主要なスケジュール	13
○参考資料	
資料1 スポーツ祭東京2013武蔵村山市開催方針	17
資料2 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会会則	18
資料3 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会専門委員会規程	22
資料4 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会各種基本計画	25

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会 合同専門委員会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱書の交付

4 報告事項

報告第1号 第68回国民体育大会にむけての経過概要

報告第2号 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立

について

報告第3号 専門委員会の設置

報告第4号 平成23年度から平成25年度までの主要なスケジュール

5 議 題

議案第1号 各専門委員会の委員長、副委員長の選任について

6 閉 会



MEMO



第68回国民体育大会にむけての経過概要

1 大会開催概要

(1) これまでの概要

- ① 平成元年11月 東京都市長会及び東京都町村会が東京都知事(以下「都知事」という。)に「東京多摩国体(仮称)」の誘致についての要望書を提出
- ② 平成5年8月 東京都市長会及び東京都町村会が都知事に「“多摩”東京国体(仮称)」の推進に関する要望書を提出
- ③ 平成13年3月東京都議会で、東京都多摩・島しょの地域振興に係る第68回国民体育大会(夏季・秋季大会)の招致を決議
- ④ 平成13年12月財団法人東京都体育協会(以下「都体協」という。)、都知事、東京都教育委員会の三者連名で文部科学省及び財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)に開催要望書を提出
- ⑤ 平成14年1月体協理事会において、第68回国民体育大会夏季・秋季大会開催申請書提出順序を了解(内々定)
- ⑥ 平成17年10月会場地選定希望予備調査表提出
- ⑦ 平成18年10月第68回国民体育大会の会場地選定希望調査の実施に伴う武蔵村山市における実施種目の事務協議を実施。
- ⑧ 平成19年3月東京都より武蔵村山市がハンドボール競技会場として選定。
- ⑨ 平成19年12月都知事、市長間で武蔵村山市における競技開催について合意。
- ⑩ 平成20年6月都体協、都知事、都教育委員会の三者連名で文部科学省及び日体協へ「第68回国民体育大会開催申請書」を提出
- ⑪ 平成20年7月体協理事会において、第68回国民体育大会の東京都での開催が内定
- ⑫ 平成22年7月日体協理事会において、第68回国民体育大会を、平成25年9月28日(土)から同年10月8日(火)までの11日間を会期として、東京都で開催することが決定

(2) 大会名

第68回国民体育大会

(3) 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

(4) 性格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

(5) 主 催

(財) 日本体育協会・文部科学省・東京都

※ただし、各競技会については、(財) 日本体育協会加盟競技団体及び会場地区市町村を含めたものとする。

(6) 大会会期

平成25年9月28日(土)～同年10月8日(火)

(7) 実施予定競技

①正式競技37競技

②公開競技3競技

③デモンストレーションとしてのスポーツ行事 50種目

(8) 参加予定人員

約22,000人

※国民体育大会正式競技及び公開競技の選手・監督数で実施予定競技の参加予定人員

2 大会の愛称・スローガン

(1) 大会愛称

スポーツ祭東京2013

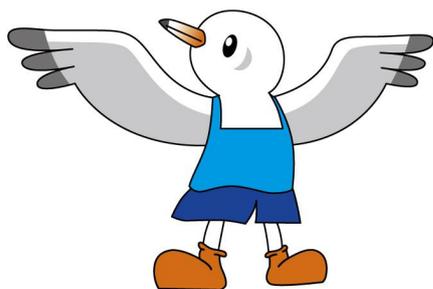
第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会を、スポーツの夢と感動を伝える一つの祭典として表しています。

(2) スローガン

東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート

第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会が、多摩・島しょ地域を中心に、東京都全域を舞台として、アスリートの夢が羽ばたく大会であるという趣旨を表しています。

(3) マスコットキャラクター



名前：ゆりーと

都民の鳥「ゆりかもめ」がモチーフ。翼を大きく広げたデザインにより、夢や目標に向かって力強く羽ばたこうとする姿を表しています。

3 武蔵村山市における開催競技、競技会場予定施設等

(1) 正式種目

競技名	種 別	競技会場	練習会場
ハンドボール	少年女子	武蔵村山市総合体育館	市立第五中学校、他

(2) デモンストレーションとしてのスポーツ行事種目

競技名	対 象	会 場
ウォーキング	都民	狭山丘陵を中心とした 特別コース

※デモンストレーションとしてのスポーツ行事の種目については、瑞穂町との合同開催となっております。

報告第2号

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立について

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会の発足

スポーツ祭東京2013武蔵村山市の競技会を成功させるためには、関係諸団体が緊密に連携・協力し、多くの市民、関係者の参画により開催の準備に取り組む必要があることから、武蔵村山市長をはじめとする関係機関の代表者5名により「スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立発起人会」を発足しました。

この発起人会の提起により「スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会」を設立することとなりました。

【平成 23 年 5 月 10 日設立総会議決】

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会設立趣意書

平成 25 年に東京都で開催される第 68 回国民体育大会において、武蔵村山市ではハンドボール競技を開催することになりました。

この国民体育大会は、戦後の混乱期からスタートし半世紀以上にわたって広く国民に親しまれ、我が国最大のスポーツの祭典としてその振興とともに健康増進や体力向上の意識の高揚に大きく寄与してまいりました。

近年、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、心身の健康管理の意識が高まっており、スポーツと健康に対して多くの市民が関心を持っております。さらにスポーツに対して様々な形で関わることは、学校、家庭、地域社会を結びつけるコミュニケーションの役割を担っております。

この国民体育大会を武蔵村山市で開催することは、市民一人一人がゆとりと豊さを実感できる真の生涯スポーツ社会の実現や、元気で活力のある地域づくりを進める上で、極めて意味深いものであり、「人と緑が織りなす 夢ひろがるやさしいまち」武蔵村山市の素晴らしい自然や文化を広く全国にアピールする絶好の機会であり、市の発展にとって大きな貢献となるものと考えます。

このような意義のある国民体育大会を成功に導くためには、市及び都並びに関係機関・団体が緊密な連携のもと、市民の総力を結集し、開催準備に取り組む必要があります。ここに、市民各界各層からなる「スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会」を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

平成 23 年 3 月 22 日

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会設立発起人

藤野 勝（武蔵村山市長）

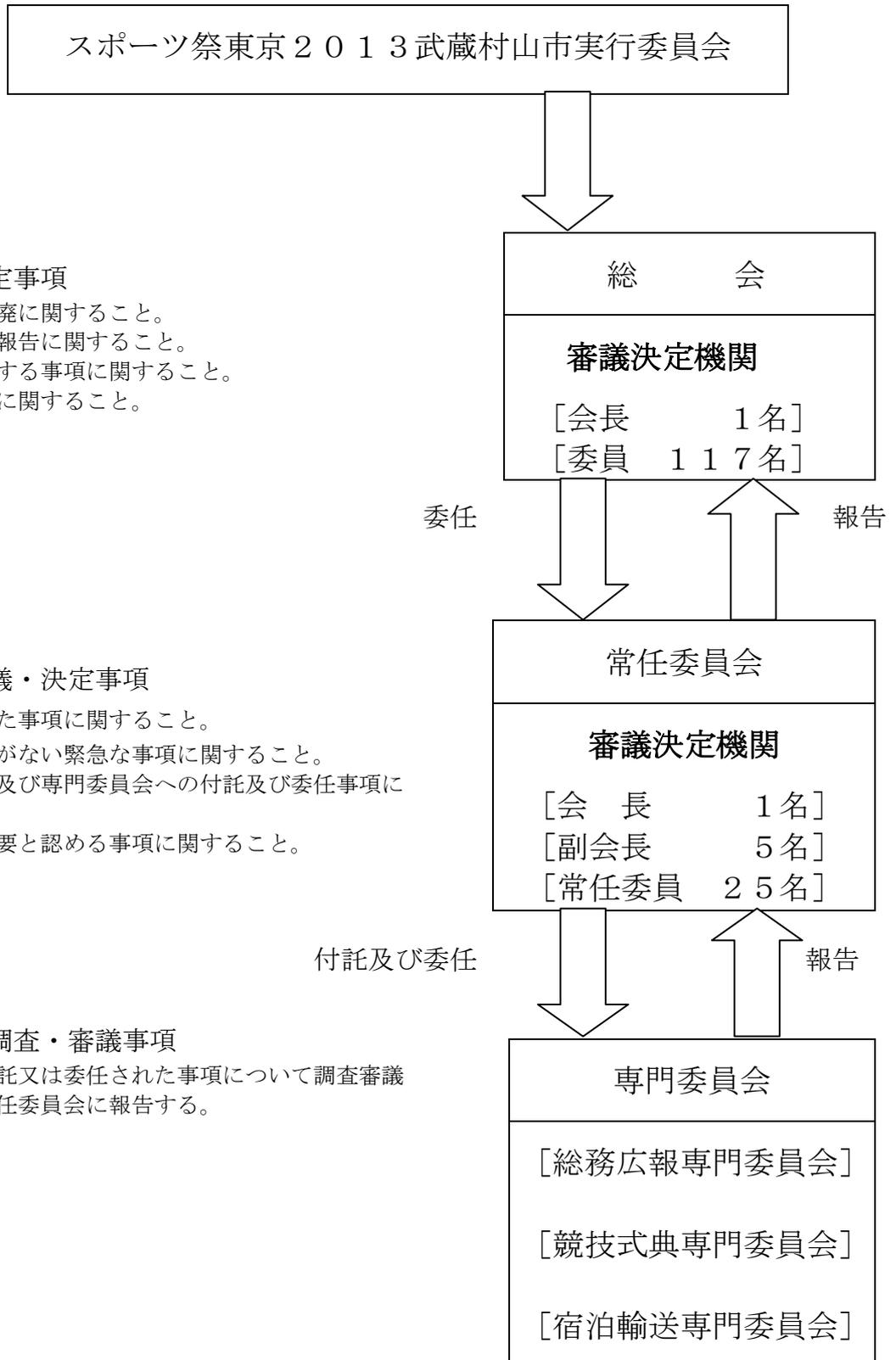
比留間市郎（武蔵村山市議会議長）

宮下 清住（武蔵村山市体育協会会長）

松田 昭男（武蔵村山市商工会会長）

持田 浩志（武蔵村山市教育委員会教育長）

実行委員会の組織



報告第3号

専門委員会の設置

スポーツ祭東京2013の開催準備は、スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が策定したスポーツ祭東京2013武蔵村山市開催総合基本計画に基づき推進していくことになります。

当該計画では、12項目を必要な業務として位置付け、係る準備を推進していきます。この12項目に相応し、実行委員会の組織として「専門委員会」を設置し、具体的な事業の推進を図り、効率的な開催準備を展開していきます。

武蔵村山市においては、その競技会開催規模から3つの専門委員会を設置し、各業務区分の事業を推進していきます。

【平成23年8月4日常任委員会議決】

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会専門委員会へ付託する各種計画

専門委員会の種類	種 類
総務広報専門委員会	スポーツ祭東京2013武蔵村山市総務計画 スポーツ祭東京2013武蔵村山市市民運動計画 スポーツ祭東京2013武蔵村山市広報計画 スポーツ祭東京2013武蔵村山市観光歓迎計画
競技式典専門委員会	スポーツ祭東京2013武蔵村山市競技運営計画 スポーツ祭東京2013武蔵村山市式典計画 スポーツ祭東京2013武蔵村山市施設整備計画
宿泊輸送専門委員会	スポーツ祭東京2013武蔵村山市輸送交通計画 スポーツ祭東京2013武蔵村山市防災警備計画 スポーツ祭東京2013武蔵村山市宿泊計画 スポーツ祭東京2013武蔵村山市医事衛生計画 スポーツ祭東京2013武蔵村山市環境計画

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市開催総合基本計画

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市開催方針に基づき、開催準備を推進するため、各部門の基本的な計画を次のとおり定める。

1 総務

東京都、共催区市、競技団体及び関係機関等と緊密な連携のもと、競技会を円滑に進めるための総合施策の推進と健全な財政運営を図る。

2 市民運動

大会開催の意義について市民の理解と協力が得られるよう各種の市民運動を広く展開し、全国から訪れる方々を温かく迎えるとともに、市民自らがスポーツに親しみ、健康で活力溢れるまちづくりを推進する。

3 広報

市民総参加の魅力ある大会を実現するため、各種の広報媒体を利用し、市民・事業者・行政の協働による計画的・効果的な広報活動の推進を図る。

4 観光・歓迎

全国から武蔵村山市へお越しいただいた方を温かい心で迎え、人と人との「絆」を大切にされた案内業務を行うとともに、武蔵村山市の文化・歴史・産業等を広く紹介する。

5 競技運営

東京都、共催区市、競技団体及び関係団体と連携を図りながら、全国から集う選手が十分に活躍できるよう競技に必要な諸条件を整備し、競技会の準備・運営に万全を期する。

6 式典

競技団体及び関係機関等と十分協議を行い、選手等の負担の軽減を図るとともに、競技会の運営に支障をきたさないよう実施に際して配慮する。

7 施設整備

競技会場及び練習会場の施設の整備については、既存の施設を最大限に活用することを基本に、安全で円滑な競技運営が図られるよう万全を期する。

8 輸送交通

大会参加者及び観覧者の安全かつ効率的な輸送並びに交通混雑緩和を図るため、関係機関等との緊密な連携により、輸送交通体制の確立に努めるとともに、広く市民に理解と協力を求め、競技運営に支障をきたさないよう万全を期する。

9 防災警備

競技会場、宿泊施設等における災害の防止及び治安の確保並びに非常時の緊急対策について関係機関との緊密な連携を図り、防災及び警備体制に万全を期する。

10 宿 泊

大会参加者及び観覧者を温かく迎えるため、関係機関、事業者等との緊密な連携を図り、快適な宿舎の確保に努め、受入態勢に万全を期する。

11 医事衛生

大会参加者及び観覧者が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、関係機関との緊密な連携を図り、食品衛生及び環境衛生に万全を期する。

12 環 境

環境に配慮した大会運営を推進し、武蔵村山市の豊かな自然と調和した「環境にやさしい」大会運営を図る。

各種計画に基づく、各専門委員会にて検討する内容について（平成24年・25年予定）

専門委員会の種類	内容
総務広報専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会実施要項 ・協賛取扱要項 ・市民ボランティア募集要項 ・案内所・休憩所設置要項 ・市民運動実施要項 ・売店設置要項 ・遺失物・拾得物取扱要項 ・観客動員要項 ・計画応援計画 ・接伴業務実施要項 ・その他
競技式典専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会実施要項 ・式典実施要項 ・競技運営実施要項 ・大会旗炬火イベント実施要項 ・大会旗炬火イベント式典実施要項 ・競技施設整備要項 ・練習会場運営実施要項 ・その他
宿泊輸送専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会実施要項 ・環境衛生対策要項 ・歓迎装飾要項 ・会場美化実施要項 ・医療救護要項 ・防疫対策要項 ・食品衛生対策要項 ・弁当調達要項 ・宿泊業務実施要項 ・交通対策実施要項 ・輸送業務実施要項 ・防災警備業務実施要項 ・その他

平成23年度から平成25年度までの主要なスケジュール

年 度	主 要 日 程
平成23年度	①実行委員会会議運営（総会、常任委員会、専門委員会） ②PR啓発事業の展開（村山デユダラまつり会場等での啓発活動） ③ハンドボールエキシビジョン・マッチ ④調査・研究（山口国体・岐阜国体リハーサル大会視察等）
平成24年度	①実行委員会会議運営（総会、常任委員会、専門委員会） ②PR啓発事業の展開 （各種イベントへの参加等、国体啓発に資する事業の展開） ③調査・研究（岐阜国体の視察等） ④国体リハーサル大会の実施 ★第17回ジャパンオープンハンドボールトーナメント 開催年月日：平成24年8月10日（金）～11日（土） 開催会場：武蔵村山市総合体育館 開催競技：ハンドボール（成年女子） ⑤1年前イベントの開催
平成25年度	①実行委員会会議運営（総会、常任委員会、専門委員会） ②PR啓発事業の展開 （各種イベントへの参加等、国体啓発に資する事業の展開） ③スポーツ祭東京2013武蔵村山市の実施 ★スポーツ祭東京2013武蔵村山市 会 期：平成25年9月29日（日）～10月8日（火） 競技会期：平成25年10月3日（木）～7日（月） 競技種目：ハンドボール競技（少年女子） 競技会場：武蔵村山市総合体育館

議案第1号

各専門委員会の委員長、副委員長の選任について

【総務広報専門委員会】

委員長 _____

副委員長 _____

【競技式典専門委員会】

委員長 _____

副委員長 _____

【宿泊輸送専門委員会】

委員長 _____

副委員長 _____

参 考 资 料

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市開催方針

1 基本方針

東京都の第 68 回国民体育大会開催方針に基づき、市民の総力を結集し、武蔵村山市の掲げる「人と緑が織りなす 夢ひろがるやさしいまち」にふさわしい狭山丘陵の自然の魅力あふれる大会運営を図る。

また、この大会開催を契機に、市民のスポーツの一層の普及振興と、新しいスポーツ文化の創造により、市民の健康保持・増進を図るとともに、健康で豊かな活力ある地域社会の実現を目指す。

2 実施目標

(1) 市民と行政の協働による国体

喜びと感動を共有できる魅力ある国体の開催に向けて、東京都及び関係諸機関・団体との緊密な連携と協力の下、7 万 1 千市民の総力を結集し、市民協働による大会運営に万全を期する。

(2) 生涯スポーツ社会の実現を目指す国体

元気で活力のある地域づくりを推進し、市民一人一人がゆとりと豊かさを実感でき、生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。

(3) 活力ある地域づくりを進める国体

市民総参加の下に広く市民活動を展開することにより、市民の連帯感の醸成や郷土意識の高揚を促し、心豊かで、活力ある地域づくりを推進する。

(4) 「絆」^{きずな}を深める国体

全国から集う人々を温かい心でおもてなしをして、人と人との「絆」^{きずな}を大切に、友情とふれあいの輪を広げるとともに、武蔵村山市の素晴らしい自然や文化を広く全国に発信する。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会会則

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 組織（第4条―第8条）
- 第3章 会議（第9条―第12条）
- 第4章 会長の専決処分（第13条）
- 第5章 事務局（第14条）
- 第6章 財務（第15条―第17条）
- 第7章 解散（第18条―第20条）
- 第8章 補則（第21条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、スポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会）において、武蔵村山市（以下「市」という。）で開催されるハンドボール競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営のために必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備に係る経理に関すること。
- (4) 関係機関及び関係競技団体その他の団体との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、競技会の開催に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 武蔵村山市の職員（部長相当職以上の者）
- (2) 市議会議員
- (3) 関係機関及び関係競技団体その他の団体の代表又は役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、会長のほか、次の役員を置く。

- (1) 副会長 若干名
- (2) 常任委員 若干名
- (3) 監事 若干名

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前項の規定により副会長が会長の職務を代理する順序は、あらかじめ会長が定める。

4 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第6項に掲げる事項を審議する。

5 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会が解散された時に満了するものとする。ただし、第4条第3項各号に規定する者でなくなった場合においては、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

(顧問及び参与)

第8条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じる。

4 参与は、重要な事項について参与する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、及び議決をすることができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、代理人が総会に出席し、又は書面で議決に加わるときは、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(常任委員会)

第11条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項に関する事。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕のない緊急な事項に関する事。
 - (4) その他、会長が必要と認める事項に関する事。
- 7 常任委員会は、前項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項を決定したときは、これを次の総会に報告しなければならない。
- 8 常任委員会は、第6項第3号に掲げる事項を決定したときは、これを次の総会に報告し、承認を求めなければならない。
- 9 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第7条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、常任委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は総会又は常任委員会（次項において「総会等」という。）の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会等に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算については、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て総会の認定に付さなければならない。

(会計年度等)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、その目的が達成された時に解散する。

(債権債務の継承)

第19条 実行委員会が解散したときに債権債務があった場合は、当該債権債務は、市に帰属するものとする。

(残余財産)

第20条 実行委員会が解散したときに残余財産があった場合は、当該残余財産は、市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成23年5月10日から施行する。

(会計年度の特例)

2 実行委員会の設立時の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、平成23年5月10日から始まるものとする。

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会会則第 12 条第 3 項の規定により、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第 2 条 常任委員会からの付託事項を調査審議し、委任事項を審議決定するために、別表に掲げる委員会を設置する。

(役員等)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 前項の規定により副委員長が委員長の職務を代理する順序は、あらかじめ委員長が定める。

(任期)

第 4 条 専門委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、専門委員会が解散された時に満了するものとする。ただし、スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会会則第 4 条第 3 項各号に規定する者でなくなった場合においては、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて委員等を補充することができる。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が必要と認めたとときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 委員会は、運営上必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会に関する事項は、委員長が定める。

(報告)

第 7 条 委員長は、調査及び審議の結果を常任委員会へ報告するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

別表（第2条関係）

	専門委員会の種類
1	総務広報専門委員会
2	競技式典専門委員会
3	宿泊輸送専門委員会

各種基本計画

【平成23年8月4日常任委員会議決】

スポーツ祭東京2013武蔵村山市総務計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する総務関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた総務関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、準備・開催運営を計画的かつ効率的に推進するとともに、東京都、共催区市及び関係機関との緊密な連携を図り、武蔵村山市の特色を活かした実りのある大会を目指す。

2 内容

(1) 開催準備の促進

- ① スポーツ祭東京2013開催の気運を醸成するとともに、効率的な開催準備を推進するため、本大会等の先催県の視察を行い、開催準備に資する。
- ② 市民、各種団体及び東京都、関係機関との緊密な連携のもとに、開催準備を推進する。
- ③ スポーツ祭東京2013の開催気運を盛り上げ、体制づくりに万全を期する。

(2) 大会等の運営

- ① 東京都及び競技団体等との連絡を密にし、スポーツ祭東京2013の運営に万全を期する。
- ② 市民団体等の理解と協力が得られるよう協議を密にし、大会開催に向け万全を期する。

3 財務

大会運営について、効率的かつ効果的な準備・開催運営を行うため、的確な予算の編成と適正な予算の執行に努める。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市市民運動計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する市民運動関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた市民運動関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、市民一人一人の参画と協働により日本全国から集う人々を温かく迎え、人と人との「絆」を大切にしたい大会運営を推進する。

2 内容

(1) 運動の基本目標 (K I Z U N A きずな「絆」)

キーワード	基本目標
K i n d l y ～親切な～	日本全国から訪れる人々に親切な対応を心がけ
I n t e r e s t i n g ～面白い～	面白い大会になるように
Z e a l o u s ～熱心な～	熱心に応援して
U n f o r g e t t a b l e ～忘れられない～	忘れられない
N e s t ～居心地の良い場所～	居心地の良い武蔵村山市を
A p p e a l ～発信する～	発信する

(2) 運動の推進方法

- ① 一人一人の自発的で、多様な活動により推進する。
- ② 現在展開されている各種市民運動と連携を図りながら推進する。
- ③ 関係機関の協力により推進する。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市広報計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する広報関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた広報関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、大会開催の意義を広く市民に周知し、その理解を深めるため、市民・事業者・行政の協働による計画的・効果的な広報活動の推進を図る。

2 内容

(1) 愛称・スローガンの普及

大会を象徴する愛称・スローガン、マスコット、イメージソング等の普及を図る。

(2) 印刷物による広報

各種印刷物の作成及び既存の広報誌等を活用し、効果的な広報活動を展開する。

- ① 広報誌「市報むさしむらやま」による広報
- ② ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- ③ 関係機関の刊行物の活用

(3) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用するとともに報道機関との連携を緊密にし、積極的な情報の提供及び広域かつ効果的な情報の伝達に努める。

- ① 報道機関への情報提供
- ② 市ホームページの活用

(4) 横断幕等による広報

横断幕、懸垂幕等を設置し、効果的な広報に努める。

(5) イベントによる広報

- ① 新たな啓発イベントの実施
- ② 既存イベントでの啓発活動
- ③ 街頭キャンペーン

(6) 大会記録としての広報

大会の準備経過、開催状況、競技記録等を記録した報告書、記録映像の作成を行う。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市観光歓迎計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する観光歓迎関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に参加する選手・監督、役員、視察員、報道関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の観光・歓迎については、全国から集う人々を温かく迎え、武蔵村山市を全国に向けて広く紹介する。

2 内容

(1) 方向性

歓迎装飾は、地域の特性を生かし、温もりを感じられるものとし、開催気運と歓迎ムードの高揚を図り、また、大会参加者を温かく迎えるため、競技会場等において関係機関の協力を得て行う。

(2) 案内所

本市の観光名所を案内するための案内所等を設置するとともに、競技、交通等の案内業務も行う。

(3) 休憩所・売店

大会参加者等の憩いの場として、併せて郷土物産品などを紹介するため、関係機関の協力を得て競技会場に休憩所、売店を設置する。

(4) 歓迎意識

大会参加者等に対して心のこもったおもてなしができるよう、関係機関の協力を得ながら、市民の歓迎意識が高揚するよう努める。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市競技運営計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する競技運営関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた競技運営関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、全国から参加する選手が十分活躍できるよう必要な事項を定め、円滑な大会運営を図る。

2 内容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、競技会が円滑に運営できるよう、幅広い市民参加を含む体制づくりを図る。

(2) 競技役員等の編成

- ① 競技会役員
- ② 競技役員等
- ③ 競技補助員
- ④ 競技会係員
- ⑤ 競技会補助員

(3) 競技・練習会場の確保及び整備

競技・練習会場の整備については、競技団体及び施設管理者と協議の上、計画的で効果的な確保、整備を図る。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、東京都及び競技団体並びに施設管理者と協議の上、現有するものを出来る限り活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては、競技運営に支障のないよう、計画的かつ効果的に整備する。

(5) 競技記録

競技記録の収集及び速報については、東京都及び競技団体と協議の上、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを図る。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市式典計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する式典関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた式典関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、多くの市民参加と協力のもと、東京都、共催区市、競技団体及び関係機関等との緊密な連携を図り、簡素・効率的に実施する。

2 内容

(1) 式典の種類

武蔵村山市で実施する式典の種類は、オープニングセレモニー、表彰式及び炬火イベントとする。

① オープニングセレモニー

オープニングセレモニーについては、市民の参加と協力により、温かいおもてなしで迎え、参加選手のコンディション及び競技運営に支障のないよう配慮して行う。

② 表彰式

表彰式については、競技団体及び関係機関と協議し、選手の健闘を心から讃える式典となるよう配慮して行う。

③ 炬火イベント

炬火イベントについては、東京都の計画を準拠し、武蔵村山市の実情にあった計画を策定し、広く市民の参加を得て実施する。

(2) その他

児童・生徒の出演については、学校教育活動との関連を十分に配慮する。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市施設整備計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する施設整備関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた施設整備関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、大会開催の施設を整備し、競技に支障が生じないように安全で円滑な競技運営が図られるよう万全を期する。

2 内容

(1) 競技会場施設の整備

- ① 競技会場施設については、競技運営に支障が生じないよう、競技団体及び施設管理者等と十分に協議し、できる限り既存の施設を整備・充実し活用する。
- ② 競技会場施設を整備する場合については、大会開催後においても広く市民に利用されるよう整備する。

(2) 競技会場の仮設施設整備

- ① オープニングセレモニー及び表彰式の運営上必要とする臨時仮設物については、仮設施設整備計画を作成し整備する。
- ② 仮設給排水施設については、休憩所、便所等必要と認める箇所に設置する。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市輸送交通計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する輸送交通関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた輸送交通関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送を関係機関との密接な連携のもと、道路及び交通の状況等を十分に配慮しつつ、安全かつ確実に行う。

2 内容

(1) 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、運賃は自己負担とする。

(2) 計画輸送

競技の特殊性及び競技会場・練習会場・宿泊施設間の公共交通機関の状況等から必要と認めるときは、最小限度の計画輸送を行う。

(3) 競技共催区市間の輸送

競技関係者の輸送については、共催区市と協議の上定める。

3 交通対策

(1) 安全かつ円滑な輸送の確保

大会関係車両の安全かつ円滑な運行を図るため、所轄警察署及び関係機関と協議の上、渋滞を避ける経路及び時間帯を考慮した大会車両の運行計画の立案に努める等、必要に応じた措置を講じる。

(2) 交通の整理誘導

大会参加者等が安全かつ迅速に目的地へ到着できるように関係機関と協議の上、必要に応じて競技会場及び練習会場等周辺道路への案内標識の掲出、交通誘導整理等の措置を講じる。

4 駐車場対策

(1) 駐車場の確保

競技会場、練習会場及びその周辺に必要な駐車場の確保に努めるとともに、違法駐車を防ぐため、必要に応じて駐車場整理誘導員等の措置を講じる。

(2) 駐車場の利用

確保した駐車場の利用に当たっては、車両ステッカーの交付等必要な措置を講じ、大

会運営上必要と認められる関係車両を優先するとともに、駐車場への円滑な車両の誘導を図る。

5 交通環境整備

大会開催期間中は、大会参加者等に対して極力公共交通機関の利用を促し、渋滞の原因となる違法駐車防止等、交通環境整備のための啓発に努める。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市防災警備計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する防災警備関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた防災警備関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の防災警備対策を関係機関との密接な連携のもと、防災警備体制を確立し、安全かつ効率的な大会運営が行われるよう万全を期する。

2 内容

(1) 防災対策

① 防災意識の高揚

大会期間中の火災等の未然防止及び被害の軽減を図るため、関係機関の協力を得て、防災意識の高揚を図る。

② 防災体制の確立

災害発生時に万全を期すため、関係機関と緊密な連携のもと、防災体制の確立を図る。

③ 防災対策の実施

競技会場等における災害の予防及び発生時の情報伝達、避難誘導並びに救急救助に関する諸対策を講じる。

(2) 警備対策

① 警備対策の実施

競技会場等における雑踏事故、その他の事件・事故の防止を重点とした適切な警備対策を講じる。

② 不審物（者）への対応

不審物（者）の発見に努め、発見した際は適切な対策を講じる。

③ 関係機関との連携

関係機関と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備対策の円滑な推進を図る。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市宿泊計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する宿泊関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた宿泊関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員及び報道関係者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎え、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう東京都及び関係機関の協力を得て、快適な宿舎施設と食事を提供することを目的とする。

2 内容

(1) 宿 舎

大会参加者等の宿泊施設については、東京都と合同配宿本部を設置し、緊密な連携を図るとともに武蔵村山市内の宿泊施設を利用し、収容しきれない大会参加者等については、近隣市町村の宿泊施設を利用する。

(2) 配 宿

① 配宿については、競技会場及び練習会場までの交通状況等を配慮し、原則と

して武蔵村山市が行う。ただし、選手・監督及び競技役員を除く大会関係者の配宿は、東京都と協議して行う。

② 選手・監督の配宿は、都道府県・種目別及び男女別等を考慮して行う。

③ 役員・視察員及び報道関係者の配宿は、原則として選手・監督の宿舎とは別とする。

(3) 宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金については、(財)日本体育協会において決定された金額を適用する。

(4) 食 事

大会参加者等の食事については、十分な活躍ができるよう、衛生的で栄養バランスがよく、郷土色豊かなものを提供する。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市医事衛生計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する医事衛生関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた医事衛生関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に清潔で快適な環境を提供し、十分な活躍と観覧ができるよう万全を期する。

2 内容

(1) 医療救護

① 医療救護体制

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関の協力を得て救護所を設置し、応急処置及び必要に応じて医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

② 医療費の負担

救護所及び救急車等の利用に要した経費を除き、医療費は受診者の自己負担とする。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関の協力を得て、防疫体制を整える。

(3) 食品衛生

大会参加者等の飲食物の安全を期するため、関係機関の協力を得て、宿泊施設及び食品取扱施設等の衛生確保に努める。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関及び市民の協力を得て、宿泊施設の衛生対策、廃棄物の適正処理、ねずみ・衛生害虫の駆除、飲料水による事故防止等に努める。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市環境計画

スポーツ祭東京2013に係る武蔵村山市が実施する環境関係業務について、武蔵村山市開催方針の趣旨に基づき、その計画を次のとおり定める。

1 目的

スポーツ祭東京2013に向けた環境関係業務については、武蔵村山市の開催方針・実施目標に基づき、「環境にやさしい」大会を推進することを目的とする。

2 内容

(1) 省エネルギー・省資源

大会開催に伴うエネルギーや資源の使用量削減に努め、環境に配慮した大会運営を目指す。

(2) エコ製品の積極活用及びグリーン商品の購入

大会の開催に伴う物品調達については、エコ製品の積極的な活用を行うと共に、グリーン商品の購入に努める。

(3) 廃棄物の減量化・適正処理

大会の開催に当たっては、すぐに廃棄されてしまう物品、再利用できない物品の購入や配布はなるべく避け、やむをえず排出されるごみについては、再利用と適正な処理に努める。

(4) 交通手段

自動車の利用による排気ガスの発生や燃料の消費、会場周辺地域における渋滞の発生などによる環境負荷を最小限にするため、公共交通機関の利用を推進し、又、駐車場においては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に順じ、アイドリング・ストップの履行を促す。

(5) 会場周辺の環境保全

大会の開催に当たっては、会場周辺の生活環境の保全に配慮する。

(6) 参加者への意識啓発・情報提供について

大会主催者だけでなく、役員やボランティア及び関係団体等のマナーの向上、エコ意識の向上を目指す。